

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 町村の廃置分合（高宮町）
（気高町）
（鹿野町）
- 医療監視員等の証票の交付
- 医療監視員等の証票の返納
- 建設業者の更新登録
- 建築代理業者の登録
- 臨時種畜検査の実施
- 県道路線の認定
- 県道路線の廃止
- 保安林の指定解除
- 買收令書交付不能一覽表
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- 天然記念物の指定

告示

鳥取県告示第三百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十年六月三十日から、日野郡大宮村及び阿毘縁村を廃し、その区域をもつて高宮村を置く。

なお地方自治法施行令（昭和二十三年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による、高宮村の人口は、二、七五九人である。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十年七月一日から、気高郡宝木村、酒津村、瑞穂村、逢坂村及び浜村町を廃し、その区域をもつて気高町を置く。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による、気高町の人口は、一、八

三七人である。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十年七月一日から、気高郡鹿野町、勝谷村及び小鷲河村を廃し、その区域をもつて鹿野町を置く。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条第一項の規定による鹿野町の人口は、六、三三四人である。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十四号

当該吏員の身分を示す証票を昭和三十年五月一日次のように交付した。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

証票の種別 番号 職名 氏名
医療法第二十五条に基くもの 第二号 主事 前田 幸男

第三号 主事 前田 幸男

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十條に基くもの 第六号 主事 前田 幸男

診療エツクス線技師法第二十七條に基くもの 第九号 主事 前田 幸男

第六号 主事 前田 幸男

第一〇号 主事 前田 幸男

鳥取県告示第三百十五号

次のように昭和三十年五月一日当該吏員の身分を示す証票の返納があつた。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

証票の種別 番号 職名 氏名
医療法第二十五条に基くもの 第二号 主事 河原 信則

第七号 主事 前島 節藏

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十條に基くもの 第三号 主事 北浦 基義

第六号 主事 河原 信則

診療エツクス線技師法第二十七條に基くもの 第九号 主事 北浦 基義

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (は) 第二五七号 昭和三十年四月二十一日

川 端 組

日野郡江府町大字江尾六五

川端 勇雄

第二五九号

有限会社光水道工業所

鳥取市西町二九三

取締役社長 米花 典正

鳥取県告示第三百十七号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第六号 主事 前島 節藏

第一〇号 主事 北浦 基義

鳥取県告示第三百十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	現住		籍所	事務所名称		業務管理者
	本	住		氏名	氏名	
三一三	岐阜市西郷字上西郷二七二ノ二			藤井建築士事務所	藤井 良一	二級建築士 藤井 良一
三一四	倉吉市宮川町一八三ノ二			小川建築士事務所	小川 義治	小川 義治
三一五	倉吉市東岩倉町二、二三〇			小川建築士事務所	小川 義治	
三一六	倉吉市新町三丁目二、二二六			吉田建築士事務所	吉田 竹造	吉田 竹造
三一七	倉吉市大篠津町一、三四六			本池建築代理士事務所	本池 義光	本池 義光
三一八	鳥取市湯所二二三ノ二			阪神築港株式会社鳥取事務所	森下 正雄	建築代理士 横田 義夫

鳥取県告示第三百十八号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	現住		籍所	事務所名称		業務管理者
	本	住		氏名	氏名	
三一八	米子市兩三柳一、一三七			先本興業所	先本喜一郎	二級建築士 先本喜一郎
三一九	勝田町三三三			建築士加藤重義	加藤 重義	加藤 重義
三二〇	日野郡黒坂町			福田工務府	福田 孝寿	一級建築士 福田 孝寿

鳥取県告示第三百十九号

地方の臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十年六月二十八日

検査場所	検査日時	受驗家畜の種類
米子市勝田町米子家畜市場	七月十二日 午前十時	和牛
西伯郡境港町余子	十三日	
八頭郡船岡町船岡	十四日	
倉吉市東町倉吉	十五日	
東伯郡東伯町浦安	午後三時	
気高郡浜村町浜村	十八日 午前九時	
鳥取市古海古海	午後三時	

鳥取県知事 遠藤 茂

17	倉吉、勝山線	倉吉市小鴨橋右岸詰	関金町	岡山県眞庭郡八束村湯原町を経て勝山町に至る
16	作東、智頭線	八頭郡智頭町(智頭、作用線の起点)	智頭町駒帰	岡山県英田郡作東町を起点とし大原町を経由
15	網代港線	岩美郡岩美町網代港 同郡同町大岩(鳥取、浜坂、香住線との交点)		
14	倉吉停車場線	倉吉市明治町(津山倉吉線との交点)		
13	鳥取停車場線	鳥取市東品治町(国道二九号線との交点)		
12	郡家、河原線	八頭郡郡家町(国道二九号線との交点) 同郡河原町(国道、岡山、鳥取線との交点)	用瀬町	
11	津山、加茂智頭線	八頭郡智頭町(国道、岡山、鳥取線分岐)		津山市を起点とし岡山県苫田郡加茂町を経由
10	米境線	米子市博労町(国道9号線との交点) 境港町明治町(松江境線(接合))	米子市和田	
9	米子、石見新見線	米子市道笑町(国道、岡山、松江線との交点)	米子停車場 西伯郡法勝寺 日野郡黒坂町	岡山県阿哲郡神代村、上市町を経て新見町に至る。
8	米子大山線	米子市(国道9号線との交点) 西伯郡大山村大山	大高村	
7	倉吉、由良線	倉吉市福吉町(国道9号線との交点) 東伯郡由良町(国道9号線との交点)		

6	倉吉、江府線	倉吉市小鴨橋右岸詰 日野郡江府町	関金町	岡山県眞庭郡八束村を経由
5	倉吉、青谷線	倉吉市(鳥取鹿野倉吉線分岐) 気高郡青谷町(青谷(停)線との交点)	青谷町 泊郷町	
4	鳥取、鹿野倉吉線	鳥取市今町(国道岡山鳥取線分岐) 倉吉市住吉町(津山倉吉線との交点)	鹿野町 三朝町	
3	津山、倉吉線	倉吉市小鴨橋右岸詰	木地山 穴鴨 倉吉市駄経寺	津山市を起点とし岡山県苫田郡鏡野町を経由
2	智頭、佐用線	八頭郡智頭町	智頭町駒帰	岡山県英田郡大原町兵庫県佐用郡平福町を経て同郡佐用町に至る。
1	鳥取浜坂香住線	鳥取市丸山町(国道二九号線の終点)	岩美町、大岩、浦富	兵庫県美方郡浜坂町を経て同郡温泉町に至る。
整理番号	路線名	終起	重要な経過地	備考

鳥取県告示第三百二十号
 県道路線認定に関する告示道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百二十一号
 県道路線廃止に関する告示道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
 その関係図面は、土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和三十年六月二十八日
 鳥取県知事 遠藤 茂

4	鳥取倉吉線	鳥取市元標 倉吉市小鴨橋東詰	鳥取市元標 八頭郡智頭町物見峠岡山県境	鳥取市末恒	東伯郡泊村、東郷町、倉吉市
1	鳥取岡山線	鳥取市元標 八頭郡智頭町物見峠岡山県境	鳥取市元標 八頭郡智頭町物見峠岡山県境	八頭郡河原町	八頭郡河原町
番号整理	路線名	終起	起点	重要な経過地	
45	境港線	境港	境港町上道町（米子境線との交点）		
20	米子停車場線	米子停車場 米子市茶町（国道9号線との交点）			
19	境美保ノ関線	境港町明治町（米子境線へ接合）	境水道		島根県八東郡森山村を經由し美保ノ関町に至る
18	松江、境線	境港町明治町（米子境線へ接合）	境水道		松江市を起点とし島根県八東郡森山村を經由

34	倉吉停車場線	倉吉市役所 倉吉停車場	倉吉市元標 倉吉市小鴨		
28	鳥取停車場線	鳥取市元標 鳥取停車場			
23	米子大山線	米子市道笑町 西伯郡大山村	米子市元標 境港町役場		米子市巖
22	米子境線	米子市元標 境港町役場			
18	倉吉由良線	倉吉市元標 東伯郡由良町役場			倉吉市小鴨
17	倉吉勝山線	倉吉市元標 東伯郡関金町犬狹峠岡山県境			
16	倉吉津山線	倉吉市元標 東伯郡三朝町木地山岡山県境			
15	鹿野倉吉線	気高郡鹿野町役場 倉吉市元標			三朝町
13	智頭大原線	八頭郡智頭町役場 同郡 同町志戸坂峠			
11	若櫻用瀬線	八頭郡若櫻町役場 同郡 用瀬町役場			
6	鳥取鹿野線	鳥取市元標 気高郡鹿野町役場			鳥取市末恒

45	境港線	西伯郡境港町
50	網代鳥取線	岩美郡岩美町 鳥取市元標
124	八束江尾停車場線	日野郡江府町岡山果境 江尾停車場
127	石見生山停車場線	日野郡石見村大字上石見 生山停車場

鳥取県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二十一条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在地	場所	全面積	解除面積	解除の理由	所有者	申請者
倉吉市	打吹山	三、四四〇ノ四	〇、〇〇九	〇、〇〇九	倉吉市米田	倉吉市米田
倉吉市	三、四四〇ノ六	〇、〇一六	〇、〇一六	〇、〇一六	倉吉市	倉吉市長 早川忠篤

庁舎建設敷地として必要とするもの
酒井徹次
酒井徹次

鳥取県告示第三百二十六号

次の土地に対する買収令書は交付することができないので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第四項において準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を次のように公示する。

昭和三十年六月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在地	土地	全面積	解除面積	解除の理由	所有者	申請者
倉吉市黒見	仲尾	五四一ノ三	三、三三三	三、三三三	倉吉市黒見	池田 平一
倉吉市黒見	五七七	三、三三三	三、三三三	三、三三三	倉吉市黒見	池田 平一
東伯郡大栄町大字下種	大坂平	二二二ノ一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東伯郡大栄町上種	梓島 正登
東伯郡大栄町大字下種	大坂平	二二二ノ一一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東伯郡大栄町上種	梓島 正登

鳥取県指定 天然記念物	種 別
中山の大イヌマキ	名 称
東伯郡中山村大字束積八 中山神社境内	所 在 地
中山神社 代表者 細谷俊徳	所 有 者
目通周囲四、三メ ートル 樹高二五メートル	寸 法
二、植物 （一）名木、老樹	指 定 基 準 内 規

鳥取縣鳥取市東町